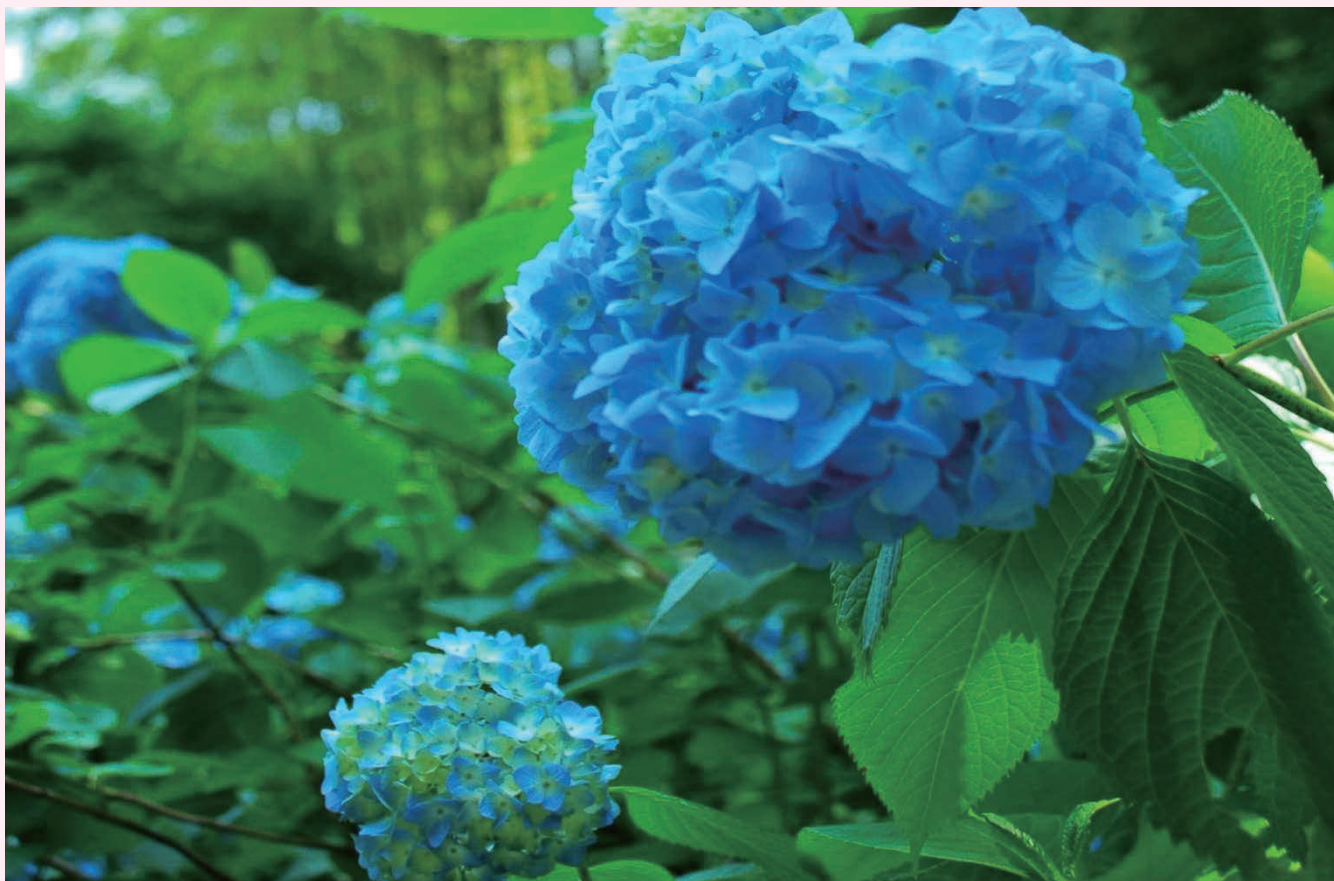


南関東防衛



南関東防衛局広報誌

令和4年
33号



CONTENTS



- 2 防衛施設周辺の環境整備事業
 - ・横須賀市すくすくかん（こども園・保育園）改修事業
 - ・座間市スカイグリーンパーク（公園）整備事業
- 4 日米交流事業（日米音楽交流 in 相模原）
- 5 施設整備事業（横浜駐屯地女性自衛官隊舎完成）
- 6 トピックス（北富士演習場の火入れ）
- 7 幹部紹介
- 8 南関東防衛局からのお願いとお知らせ
 - ・レーザー光線の航空機への照射は犯罪です
 - ・ドローン規制についてのお知らせ



防衛施設周辺の環境整備事業

民生安定助成事業

防衛施設(飛行場、演習場)があることによって、周辺住民の方々の暮らしに影響を及ぼすことがあります。その場合には、市町村などが行う公園、道路、体育館、公民館、ごみ処理施設等の生活環境施設や農業用施設、漁業用施設などの事業経営の安定に寄与する施設の整備に対して助成を行っています。
(参考)防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第8条

すくすくかん



★すくすくかん(子育て支援拠点施設)の内覧会が開催されました

令和4年3月2日(水)、防衛省補助事業により整備された「すくすくかん」の内覧会が開催され、主催者である上地克明横須賀市長のほか小泉進次郎衆議院議員をはじめ多くの方が出席されており、当局からは山野徹南関東防衛局長が出席しました。



上地克明横須賀市長



小泉進次郎衆議院議員

◆◆ 施設概要・特色 ◆◆

- 構造:鉄骨造6階 延床面積:約2,970㎡
- 事業費:約7.2億円、補助額:約5.4億円
- 場所:横須賀市
- 同建物内に中央こども園、病児・病後児保育センター、一時預かり保育室、子育て支援センター(愛らんど)、ファミリー・サポート・センターを併設し、園児及び保護者の子育てを総合的に支援可能な拠点施設として整備。



防衛省と地域社会との協力を象徴するエンブレムの掲示



館内の様子

スカイグリーンパーク



スポーツと健康の森

「スポーツと健康の森」をコンセプトとし、スカイグリーンパークと隣接する市民体育館・大坂大公園との連携を図り、「笑顔あふれる健やかなまちづくり」を象徴。



左から西村則人横浜財務事務所長、吉田義人座間市議会議員、佐藤弥斗座間市長、南関東防衛局山野局長、湯川芽衣さん(公園名称受賞者)



湯川芽衣さん(左から4番目)と佐藤弥斗座間市長(右)

◆◆ 施設概要・特色 ◆◆

- 事業費:約8.8億円
補助額:約4.8億円
- 面積:約1.2ha
- 場所:座間市
- パークゴルフ場及び大坂台公園多目的広場を設置
- パークゴルフ場
9ホール、天然芝のパークゴルフ場。芝生養成のため利用開始は夏ごろ。
- 大坂台公園多目的広場
約2,300平方メートルの人口芝で、防球ネットも設置。

「日米音楽交流 in 相模原」

令和3年度に、相模原市立谷口台小学校吹奏楽団、同市立大野南中学校吹奏楽部、海上自衛隊東京音楽隊と在日米陸軍軍楽隊のご参加・ご協力を得て、「日米音楽交流 in 相模原」を実施しました。



参加4楽団（DVDの一場面）

当初、4楽団をつなぐリモート交流会を企画していましたが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、「さくらのうた」と「ハナミズキ」の2曲を楽団ごとに収録して動画編集したものや、各楽団の単独演奏を収録したものをDVDにまとめ、参加していただいた皆様に配布しました。

また、小中学生からの「普段の練習時間や練習方法」「演奏時に心がけていること」「演奏技術」についての質問に、日米のプロの演奏者から動画（上記DVDに収録）や文書でお返事してもらいました。

「さくらのうた」と「ハナミズキ」選曲理由

1912年、当時の東京市長であった尾崎行雄氏が、アメリカ合衆国ワシントンD.C.へサクラ（ソメイヨシノ）を贈り、その返礼として1915年と1917年にハナミズキがアメリカ合衆国から日本に贈られました。このようにサクラとハナミズキは日米友好の象徴ですので、今回の日米音楽交流の参加楽団には、この2曲を演奏・合唱していただきました。

陸上自衛隊横浜駐屯地女性自衛官隊舎完成

令和4年2月、陸上自衛隊横浜駐屯地に女性自衛官隊舎が完成しました。

隊舎は鉄筋コンクリート（RC）造り2階建てで、延べ床面積は936平方メートル。

狭い敷地を効率よく利用するため、隊舎、外来宿舎や倉庫機能を集約した施設として設計されています。

1階には、外来宿舎3室（34人収容可）、補給倉庫、即応補給倉庫、2階には、女性用外来宿舎2室（4人収容可能）、女性用営内居室9室（レイアウトによっては20人以上の収容が可能）などを備えています。

このほか、1階の倉庫部分の道路面には、シャッターによる出入り口を設置し、大規模災害時など緊急時の即応性を高める工夫も施されています。



隊舎全景（東側）

隊舎は、オール電化されており、全室個別空調はもちろん、電気式給湯設備や浴場設備も完備されていて快適に過ごすことができます。

女性隊員のプライバシーを考慮し、外来に宿泊する男性隊員との導線を隔離したレイアウトになっているのが特徴です。



娯楽室 2階



洗面・洗濯室 2階

北富士演習場火入れ

令和4年4月10日、天候に恵まれた中、富士北麓の春の訪れを告げる恒例行事の北富士演習内国有入会地の「火入れ」が実施されました。



火入れ開始

火入れ作業は、昨年度に引き続き、「新型コロナウイルス」の感染拡大防止のため、恩賜林組合と旧11ヶ村入会組合の役員ら約700名に規模を縮小して実施されました。

午前9時、花火の合図とともに、たいまつを持った組合員が一斉に点火を開始しました。



延焼の状況

この火入れは、北富士演習場内において、野草、ワラビ、山ウド、山野菜の収穫を生業とする組合関係入会住民が、毎年春先に実施しているもので、旧来から有する入会慣習に基づき、草木が芽吹く前に枯草を燃やすことにより、害虫駆除や林野特産物の育成・増産等を目的としています。



モニター確認

富士五湖消防本部や地元消防団のほか、陸上自衛隊の協力の下、約1900ヘクタールの火入れが無事に終了しました。

写真提供：恩賜林組合・北富士駐屯地業務隊

幹部紹介

3月22日付人事異動



防衛補佐官
田中 克也

3月22日付、防衛補佐官を拝命いたしました田中1佐、海上自衛官です。このような機会を得ることができたことを大変光栄に思っております。初めての地方防衛局勤務ですが、一刻も早く職責を果たせるよう努めてまいります。

南関東防衛局管内には、自衛隊及び在日米軍の施設が多く所在しております。これらを安定的に使用するには、地元自治体及び地域住民の皆様のご理解とご協力が不可欠です。

皆様からのご教示を賜りながら、ご理解とご協力、そして信頼を得られますよう、精進してまいりますのでよろしくお願いいたします。

4月1日付人事異動



管理部長
佐々木 満

4月1日付けで管理部長を拝命しました佐々木です。

平成2年度に防衛施設庁（当時）に採用され、同庁本庁・防衛省本省のほか、那覇防衛施設局、北関東防衛局及び東北防衛局での勤務を経験してきました。南関東防衛局は、横浜防衛施設局時代を含め、初めての勤務地ですが、これまでの経験を是非活かしていきたいと思っています。

管理部の主たる任務は、防衛施設の取得・管理や各種の補償など、自衛隊及び在日米軍の活動の基盤を整えることであり、関係する権利者や地方公共団体、地域住民の方々のご協力なくしては成し得ないものです。そのことを肝に銘じつつ、国の安全保障の一翼を担うべく努力していく所存ですので、よろしくお願い申し上げます。



企画部次長
藤井 雷太

4月1日付けで企画部次長に着任しました藤井と申します。

南関東防衛局の管轄区域には、自衛隊、在日米軍の防衛施設が多数所在しており、これら防衛施設を安定的に使用するためには、関係自治体や地域住民の皆様のご理解とご協力が何よりも大切であると考えています。

皆様方と信頼関係を築き、業務に取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5月1日付人事異動



調達部次長
久松 輝幸

5月1日付けの人事異動で調達部次長（建設担当）として着任しました久松です。

平成2年に旧横浜防衛施設局に新規採用されて以来、三十数年ぶりに当局で勤務することとなりましたが、街並みの移り変わりはもとより日本を取り巻く状況も大きく変化してきたと感じています。

このような中、自衛隊施設の建設や提供施設の整備は安全保障上ますます重要になってきていると認識しており、日々責任感を持って職務に邁進してまいりますので宜しくお願い致します。

南関東防衛局からのお願いとお知らせ

レーザー光線の航空機への照射は**犯罪**(注)です。

東京都内、神奈川県内、沖縄県内等で飛行中の航空機に対してレーザー光線を照射するという事案が多発しています。

墜落等による大惨事をもたらしかねない大変危険で悪質な犯罪ですので**決して行わないで下さい。**

照射している人を見かけた方は**110番通報**をお願いします。



■レーザー光線による操縦士への影響（イメージ）

(注)平成28年12月、改正航空法施行規則が施行され、規制が強化。（レーザー光線を航空機に向かって照射する行為自体に罰則（50万円以下の罰金））

刑法の威力業務妨害罪（3年以下の懲役又は50万円以下の罰金）、航空危険行為処罰法の航空危険罪（3年以上の有期懲役）等に該当する場合あり。

平成27年12月及び平成28年11月に威力業務妨害罪で逮捕例あり。

防衛省、外務省、警察庁、国土交通省

■ 内容についてのお問い合わせにつきましては下記に御連絡願います。

南関東防衛局 地方調整課（神奈川県、静岡県、山梨県を管轄）
防衛省本省 地方協力局在日米軍協力課

（直通）045-211-7134
（直通）03-5362-4851

ドローンの規制についてのお知らせ

小型無人機等飛行禁止法により指定されている**自衛隊施設／米軍施設その周辺地域**（周囲約300m）の上空における**ドローン**等の飛行は、原則として**禁止**されています。

これに違反した場合、次のような措置／罰則もあります。

- 警察官等による安全確保措置
- 最大懲役1年／罰金50万円

周囲おおむね300mの地域の上空（イエロー・ゾーン）

自衛隊施設／米軍施設の敷地・区域の上空（レッド・ゾーン）



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認**を得る必要があります。

防衛省、警察庁、外務省、国土交通省

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続の詳細については、防衛省HPをご参照ください。
<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>

■ お問い合わせ先 南関東防衛局 地方調整課 （直通）045-211-7104